

第22期
第11回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和3年4月26日(月) 午後15時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 齋藤永治郎 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	橋本 達也
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 15号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4	報告第 16号	農地法第3条の規定による許可の取消しについて
日程第5	報告第 17号	農用地の利用関係の調整の報告について
日程第6	議案第 45号	農地法第3条の規定による許可について
日程第7	議案第 46号	農地法第5条の規定による許可について
日程第8	議案第 47号	農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第 48号	農用地利用集積計画作成の要請について
日程第10	議案第 49号	白鷹農業振興地域整備計画の変更について
日程第11	議案第 50号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第11回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、
7番 中川要一委員 9番 丸川正博委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第15号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご報告申し上げます。

報告第15号 「農地の賃貸借契約の解約について」農地法18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇
賃貸人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地
地 目 畑
地 積 2, 550 m²
契約期間 平成27.7.28～令和7.7.27
解約日 令和3.4.9
解約の事由 相手方の要望
他10件
以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第16号「農地法第3条の規定による許可の取消しについて」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第16号 「農地法第3条の規定による許可の取消しについて」下記の農地について、農地法第3条第1項の規定による許可について取消し願いがあったので、令和3年3月22日付で、受理したので報告する。

番号 1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇〇番地

地 目 田

地 積 2 1 8 m² 他 2 筆

許可年月日及び番号 平成 3 1 年 4 月 2 5 日 第 8 号

取消事由 農地法第 3 条の規定による許可後、双方日程、金額などについて再度協議を行ったが、合意に至らず許可、売買を取り消すこととなったため。

以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第 5 報告第 1 7 号 「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第 1 7 号 「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化促進法第 1 5 条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり報告する。

番号 1

1. 申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地
地 目 田
地 積 284 m²
申出内容 土地の売却あっせん
結 果 〇〇 〇氏と売買が成立

番号 2

1. 申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地〇
地 目 田
地 積 1,013 m² 他2筆
申出内容 経営規模拡大のため
結 果 〇 〇〇〇氏と売買が成立
以上でございます。

議 長

説明が終わりました。ここで、1番案件について、調整委員の10番 村上浩康委員よりあっせんの報告をお願いします。

村上浩康委員 はい、議長。

議 長 はい、村上委員。

村上浩康委員 農用地の利用関係の調整報告を行います。

4月、わたくしと、鈴木政司委員の2名で、申出人〇〇〇氏より申請があった、大字〇〇地内の農地1筆の売買のあっせん調整を行いました。調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇氏より、買っても良いという話を受けました。売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。金額は、田、1筆284 m²で、総額〇〇〇〇〇円です。引き渡し時期は、令和3年5月27日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、

譲受人とも了承されました。4月6日付で調整調書を作成し、提出いたしました。

以上、報告いたします。

議 長 次に、2番案件について、調整委員の2番 新野清委員よりあっせんの報告をお願いします。

新野 清委員 はい、議長。

議 長 はい、新野委員。

新野 清委員 2番案件の農用地利用関係の調整報告を申し上げます。

4月6日、わたくしと、安達善晴推進委員の2名で、申出人〇〇〇〇氏より申請があった、大字〇〇・〇〇地内の農地の売買のあっせん調整を行いました。調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇〇氏より、売っても良いという話を4月7日に受けました。

その後、売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

金額は、田、3筆 2, 537㎡で、総額〇〇〇〇〇〇円です。

引き渡し時期は、令和3年5月27日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

4月19日付で調整調書を作成し、提出いたしました。

以上、報告いたします。

議 長 報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第45号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件がありますので、2回に分けて審議いたします。

はじめに、議事参与の制限に該当する2番案件について審議を行います。

ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、4番 児玉匡

樹委員の退室を求めます。

(児玉委員 退室)

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第45号 「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号2

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地〇
地 目 田
地 積 79㎡
経営面積 31,289㎡(取得前)
31,368㎡(取得後)
契約の種類等 所有権の移転(売買)
対価(10a当り) 総額〇〇〇〇〇円
説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。
2番案件について9番 丸川正博委員よりお願いいたします。

丸川正博委員 はい、議長。

議 長 はい、丸川委員。

丸川正博委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

4月14日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター1台、耕運機1台、

管理機1台、軽トラック2台を所有しております。
労働力の確保状況につきましては、本人、父とのことです。
技術は本人7年、父50年の経験があり問題ないと思われま
す。
遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。
取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
取得後の経営面積は31,368㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれ
はありません。
以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。2番案件について許可することに賛成
の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって2番案件について許可することに決しました。
ここで、4番 児玉匡樹委員の入室を求めます。

(児玉委員 入室)

議事を進行いたします。

引き続き「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。
1番案件及び3番案件から7番案件について、会長に代わり事務局より提案理
由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇
	譲渡人	長井市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号		
		〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地
地 目 畑
地 積 2, 5 5 0 m²
経営面積 4 0, 0 1 7 m² (取得前)
4 2, 5 6 7 m² (取得後)
契約の種類等 所有権の移転 (売買)
対価 (1 0 a 当り) 総額〇〇〇〇〇〇円
他 5 件
説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。
1 番案件について 4 番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 はい、議長。

議 長 はい、児玉委員。

児玉匡樹委員 1 番案件について調査のご報告をいたします。

4 月 1 4 日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、管理機 1 台、軽トラック 1 台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人、父、母とのことです。

技術は本人 8 年、父、母ともに 2 0 年の経験があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は 4 2, 5 6 7 m² です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

議 長 ご苦労様でした。3 番案件について、6 番 高橋康子委員よりお願いします。

高橋康子委員 はい、議長。

議 長 はい、高橋委員。

高橋康子委員 3番案件について調査のご報告をいたします。

4月22日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、耕運機1台、草刈機1台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人、父とのことです。技術は本人15年、父50年の経験があり問題ないと思われます。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後の経営面積は3,655㎡です。権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。以上ご報告いたします。

議 長 ご苦労様でした。4番案件から6番案件について、8番齋藤永治郎委員より続けて報告をお願いします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 4番案件について調査のご報告をいたします。

4月16日、わたくしと、高橋康子 委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、草刈機1台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人、母とのことです。技術は本人30年、母50年の経験があり問題ないと思われます。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後の経営面積は8,714㎡です。権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。以上ご報告いたします。

続いて、5番案件について調査のご報告をいたします。

4月17日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター1台をリースし、耕運機1台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。技術は本人20年の経験があり問題ないと思われます。遊休農地について、針生地内に1筆ありますが、7月頃まで解消する計画です。

取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
取得後の経営面積は5, 743㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上ご報告いたします。

続いて、6番案件について調査のご報告をいたします。

4月17日、わたくしと、紺野正光 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター1台、草刈機1台、動力噴霧器1台、管理機1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。技術は本人2年の経験があり問題ないと思われます。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後の経営面積は9, 136㎡です。権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。以上ご報告いたします。

議 長 ご苦勞様でした。次に7番案件について、5鈴木政司委員よりお願いいたします。

鈴木政司委員 はい、議長。

議 長 はい、鈴木委員。

鈴木政司委員 7番案件について調査のご報告をいたします。

4月14日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、乗用草刈機1台、軽トラック1台、軽ワゴン1台、スピードスプレーヤー2台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、〇〇2名とのことです。技術は5年の経験があり問題ないと思われます。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後の経営面積は11, 019㎡です。権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。以上ご報告いたします。

議 長 ご苦勞様でした。報告が終わりました。
質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決
いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び3番案件から7番案
件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び3番案件から7番案件について許可すること
に決しました。

日程第7 議案第46号「農地法第5条の規定による許可について」を議題
といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第46号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地につい
て、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	〇〇〇〇〇
			〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	〇〇 〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇〇〇番地〇
地 目	田
地 積	2, 4 2 8 m ²

もう一名の譲渡人でございます。

譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

土地の表示

所在 大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地番 〇〇〇〇番地〇
地目 田
地積 660㎡ 他1筆
契約の種類等 賃貸借権の設定（3年）
許可後～R6.5.30
転用目的 残土置場（一時転用）
以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。
1番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

4月16日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、年間〇万円の賃借料であり、問題ないものと思われま

す。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、ありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用であり、利用後は、確実に農地に戻します。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について「許可相当」と意見

ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。
1 番案件から 8 番案件について、計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり第 1 回白鷹町農用地利用集積計画を決定しました。

日程第 9 議案第 4 8 号 「農用地利用集積計画作成の要請について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第 4 8 号 「農用地利用集積計画作成の要請について」農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定に基づき、白鷹町長に対し農用地利用集積計画の作成を次のとおり要請する。

1. 権利設定者（譲受人）

住 所 白鷹町大字〇〇〇〇〇番地 氏名 〇〇 〇

2. 権利設定者（譲渡人）及び権利を設定する土地の表示等

住 所 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地〇 氏名 〇〇 〇

土地の所在 大字〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇〇番地

地 目 田

地 積 2 8 4 m²

利用目的 水稻

総 額 〇〇〇〇〇 0 円（1 0 a 当りの対価 〇〇〇〇〇〇円）

3. 権利の設定等の内容

権利の内容 所有権移転

法律関係 売買

権利の設定・移転の時期 令和3年5月27日
支払期限 令和3年5月27日
土地の引き渡し時期 令和3年5月27日

続きまして、もう1件の説明をいたします。

1. 権利設定者（譲受人）

住所 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇

2. 権利設定者（譲渡人）及び権利を設定する土地の表示等

住所 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地〇 氏名 〇 〇〇〇
土地の所在 大字〇〇〇〇〇〇
地番 〇〇〇〇番地〇
地目 田
地積 1, 013 m² 他2筆
総額 1筆目〇〇〇〇〇〇円（10a当りの対価 〇〇〇〇〇〇円）
2筆目〇〇〇〇〇〇円（10a当りの対価 〇〇〇〇〇〇円）
3筆目 〇〇〇〇〇〇円（10a当りの対価 〇〇〇〇〇〇円）

3. 権利の設定等の内容

権利の内容 所有権移転
法律関係 売買
権利の設定・移転の時期 令和3年5月27日
支払期限 令和3年5月27日
土地の引き渡し時期 令和3年5月27日
説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり農用地
利用集積計画の作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、本案件は提案のとおり決定いたしました。

日程第10 議案第49号 「白鷹農業振興地域整備計画の変更について」
を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

(新野委員・鈴木委員 退室)

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。

議案第50号 「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認を求める。

1. 申出人 白鷹町大字○○○○番地○ ○○ ○○

土地の表示

所 在	大字○○○○○○○
地 番	○○番地○
地 目	田
地 積	230㎡ 他4筆
申出内容	土地の売却あつせん 指名した調整委員 新野 清 委員 鈴木 政司 委員

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件については承認することに決しました。
ここで、2番 新野清委員及び、5番 鈴木政司委員の入室を求めます。

(新野委員・鈴木委員 入室)

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第11回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞
様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第11回白鷹町農業委員
会総会の議事録に署名いたします。

令和3年4月26日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____